

内部監査の実施状況について

(平成31年3月8日現在)

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
山口労働局管内労働基準監督署7署及び公共職業安定所9所	平成30年10月12日から12月4日にかけて実施	①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務実施時間報告の記載誤りが認められた。 ・非常勤職員が年次有給休暇日の通勤手当が支給、育児時間の記載誤りが認められた。 ・出勤簿、休暇簿、旅行命令簿及び超過勤務関係書類に記載誤り等の事務処理の不十分なものが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収処理を行った。今後は、十分な点検・確認点検等により適正な事務処理を行うよう徹底した。 ・回収処理を行った。今後は、帳簿、報告書等の十分な点検・確認を行い、適正な事務処理を行うよう徹底した。 ・今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づき、十分な確認・点検等により適正な事務処理を行うこととする。
山口労働局総務課外10課室	平成30年10月26日から11月9日にかけて実施		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の欠勤時間の事務処理の誤りが見受けられた。 ・午前と午後と別の会議に出席した委員の委員手当(日額)を二重に計上している。 ・出勤簿、休暇簿、旅行命令簿及び超過勤務関係書類に記載誤り等の事務処理の不十分なものが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追給処理を行った。事務処理方法を再確認するとともに、帳簿、報告書等の十分に確認を行い、適正な事務処理を行うよう徹底した。 ・回収処理を行った。今後は誤りのないよう十分な点検・確認を徹底した。 ・今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づき、十分な確認・点検等により適正な事務処理を行うこととする。